

## 草加市ドッグラン広場利用要綱

（ 令和 5 年 9 月 1 5 日  
告示第 8 6 2 - 2 号 ）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、草加市立公園条例（平成 1 7 年条例第 4 1 号）第 1 条の 2 第 3 号に定める都市公園以外の公園として市が管理運営する草加市ドッグラン広場（以下「ドッグラン」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（ドッグランの利用目的）

第 2 条 ドッグランは、犬の飼い主のマナー及びモラルの向上を目的とした利用が図られる場とする。

（ドッグランの利用時間）

第 3 条 ドッグランの利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市のイベント等が開催されることによりドッグランの管理運営上必要があると認めたときは、ドッグランの利用時間を変更することができる。

区分	期 間	利用時間
通常	3 月から 6 月まで	午前 7 : 0 0 ~ 午後 8 : 0 0
	1 0 月	
夏季	7 月から 9 月まで	午前 6 : 0 0 ~ 午後 8 : 0 0
冬季	1 1 月から 2 月まで	午前 8 : 3 0 ~ 午後 8 : 0 0

（ドッグランの休業日）

第 4 条 ドッグランの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市が必要と認めたときは、臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 1 2 月 3 1 日及び 1 月 1 日
- (2) ドッグラン関連設備の整備又は点検が行われる日

（利用登録申請）

第 5 条 ドッグランを利用しようとする者は、あらかじめ草加市ドッグラン広場利用登録申請書兼誓約書（第 1 号様式）を市長に提出し、利用登録申請をしなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により利用登録申請をしようとする者は、次条第6号ただし書に該当することを確認するために市長が必要と認める書類がある場合は、その書類を併せて提出しなければならない。
- 3 利用登録申請の受付期間は、原則毎年7月1日から8月31日までとする。ただし、転入者その他の新規利用希望者の利用登録申請は、この限りでない。
- 4 利用登録の有効期間は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。ただし、前項ただし書の規定による利用登録申請をしたときの有効期間は、登録を行った日以後の最初の9月30日までとする。
- 5 前項の規定による有効期間の満了に当たり引き続きドッグランを利用しようとするときは、再度、利用登録申請をしなければならない。この場合において、第1項本文、第2項、第3項本文及び前項本文の規定を準用する。

(利用登録の条件)

第6条 ドッグランの利用登録をする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 草加市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (3) 登録を受けようとする飼い犬（以下この条において「飼い犬」という。）が2頭以内であること。
- (4) 飼い犬が生後6か月以上であって、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に定める犬鑑札の交付を受けていること又は犬鑑札とみなされたマイクロチップに係る登録証明書の提示ができること。
- (5) 利用登録申請をする日から1年以内に飼い犬が狂犬病予防法に定める狂犬病予防注射（以下「予防注射」という。）を受け、注射済証の交付を受けていること。
- (6) 飼い犬が闘犬等又は他の利用者（第8条に規定する利用者をいう。以下この号において同じ。）に恐怖感を与える犬でないこと。ただし、犬のしつけ等に関する訓練済証等を受けていることにより、ドッグランの利用に当たり他の利用者及びその飼い犬に対する安全性に支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。
- (7) 狂犬病予防法その他関係法令を遵守していること。
- (8) ドッグランの維持及び管理運営に協力できること。

(9) 草加市ドッグラン広場利用登録申請書兼誓約書の誓約内容を遵守できること。

(利用登録証)

第7条 市長は、第5条の規定による利用登録申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請者に草加市ドッグラン広場利用登録証（第2号様式。以下「利用登録証」という。）を交付するものとする。

(遵守事項)

第8条 ドッグランの利用者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ドッグランで生じた事故、怪我その他の利用者同士のトラブルは、利用者が自らの責任において解決すること。
- (2) ドッグランへの入退場時は速やかに門扉を開閉し、必ず閉門確認を行うこと。
- (3) 利用登録証を必ず携行し、職員の求めがあったときは、これを提示すること。
- (4) 受付簿に利用登録証番号を記載してから利用すること。
- (5) 18歳未満の者を入場させる場合は、その保護者として利用者が同伴すること。
- (6) 乳幼児及びベビーカーを入場させないこと。
- (7) 飲食物並びに餌及び玩具を持ち込まないこと。
- (8) 常に飼い犬から目を離さず、飼い犬を残して外に出ないこと。
- (9) 飼い主の命令に従わない等訓練及びしつけが不十分な犬を連れているときは、リードを放さないこと。
- (10) 相性が合わない犬が居合わせる等により犬同士の争いが生じる危険が高い場合は、リードを放さないこと。
- (11) 利用者1人につき2頭を超えて同時に利用しないこと。
- (12) 飼い犬2頭を同時に入場させて利用するときは、自らが制御できる範囲で利用し、それが難しい場合は1頭ずつ利用すること。
- (13) 競技及びその訓練を目的として利用しないこと。
- (14) 給水場所で飼い犬の水浴びを行わないこと。
- (15) 喫煙及び火気の使用をしないこと。
- (16) ドッグラン施設を毀損し、又は汚損しないこと。
- (17) 飼い犬のふん及びごみは持ち帰ること。
- (18) 犬以外のペットを連れて利用しないこと。

(19) 次に掲げる行為をしないこと。

ア 公の秩序及び善良な風俗を害するおそれのある行為

イ 営業等を目的とする行為

ウ 宗教的活動又は政治的活動を目的とする行為

エ その他、他の利用者及び近隣への迷惑を及ぼすとみなされる行為

(20) 職員の案内及び指示に従うこと。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ドッグランの利用を制限することができる。

(1) 利用者が前条に定める遵守事項を守らないとき。

(2) 飼い犬が飼い主の命令に従わない等訓練及びしつけが不十分であるとき。

(3) 飼い犬が病気又は病気の状態であると疑われるとき。

(4) 飼い犬が発情期であるとき。

(5) 飼い犬が日常的な噛み癖をもつ、又は他の利用者及び犬に威嚇若しくは噛みつき行為をする等攻撃的であるとき。

(利用登録の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ドッグランの利用を停止させ、又は利用登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の利用登録申請をしたとき。

(2) 利用登録証の貸し借り（同居家族を除く。）及び譲渡又は複製をしたとき。

(3) 第8条各号に規定する事項を遵守しないとき。

(4) その他ドッグランの管理運営に支障を及ぼすと市長が認めたとき。

(利用登録証の再交付)

第11条 利用者は、利用登録証を紛失したときは、草加市ドッグラン広場利用登録証再交付申請書（第3号様式）を速やかに市長に提出し、再交付を受けた上で利用するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ドッグランの利用等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

### (準備行為)

- 2 ドッグランの利用登録申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。この場合における第5条第3項の規定の適用については、同項中「原則毎年7月1日から8月31日まで」とあるのは、「10月1日から11月30日まで」とする。
- 3 前項の規定により利用登録をした場合における第5条第4項の規定の適用については、同項中「10月1日から9月30日までの1年間」とあるのは、「1月1日から9月30日まで」とする。

第1号様式（第5条関係）

## 草加市ドッグラン広場利用登録申請書兼誓約書

年 月 日

私は、次のとおり草加市ドッグラン広場の利用を申し込みます。

なお、利用に当たっては、草加市ドッグラン広場利用要綱第8条に定める遵守事項（裏面に掲載）を守ることを誓約いたします。

利用登録証番号

※ この欄は記入不要です。

### 飼い主

名 前		年 齢	
住 所	〒 ー		
電話番号	(携帯 )		
Eメールアドレス			

### 飼い犬

名 前		
性 別	オス    メス	オス    メス
犬 種		
体 重	10kg未満(小・中型犬)・10kg以上(大型犬)	10kg未満(小・中型犬)・10kg以上(大型犬)
狂犬病予防注射 接種年月日	年 月 日	年 月 日

※ この申請書で収集した個人情報は、草加市ドッグラン広場の管理目的のみで使用し、第三者への提供はいたしません。

## 草加市ドッグラン広場利用要綱（抄）

### （遵守事項）

第8条 ドッグランの利用者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ドッグランで生じた事故、怪我その他の利用者同士のトラブルは、利用者が自らの責任において解決すること。
- (2) ドッグランへの入退場時は速やかに門扉を開閉し、必ず閉門確認を行うこと。
- (3) 利用登録証を必ず携行し、職員の求めがあったときは、これを提示すること。
- (4) 受付簿に利用登録証番号を記載してから利用すること。
- (5) 18歳未満の者を入場させる場合は、その保護者として利用者が同伴すること。
- (6) 乳幼児及びベビーカーを入場させないこと。
- (7) 飲食物並びに餌及び玩具を持ち込まないこと。
- (8) 常に飼い犬から目を離さず、飼い犬を残して外に出ないこと。
- (9) 飼い主の命令に従わない等訓練及びしつけが不十分な犬を連れているときは、リードを放さないこと。
- (10) 相性が合わない犬が居合わせる等により犬同士の争いが生じる危険が高い場合は、リードを放さないこと。
- (11) 利用者1人につき2頭を超えて同時に利用しないこと。
- (12) 飼い犬2頭を同時に入场させて利用するときは、自らが制御できる範囲で利用し、それが難しい場合は1頭ずつ利用すること。
- (13) 競技及びその訓練を目的として利用しないこと。
- (14) 給水場所で飼い犬の水浴びを行わないこと。
- (15) 喫煙及び火気の使用をしないこと。
- (16) ドッグラン施設を毀損し、又は汚損しないこと。
- (17) 飼い犬のふん及びごみは持ち帰ること。
- (18) 犬以外のペットを連れて利用しないこと。
- (19) 次に掲げる行為をしないこと。
  - ア 公の秩序及び善良な風俗を害するおそれのある行為
  - イ 営業等を目的とする行為
  - ウ 宗教的活動又は政治的活動を目的とする行為
  - エ その他他の利用者及び近隣への迷惑を及ぼすとみなされる行為
- (20) 職員の案内及び指示に従うこと。

第2号様式（第7条関係）

	<b>草加市ドッグラン広場利用登録証 兼 利用ルール遵守誓約書</b>
<hr/>	
<hr/>	
<b>有効期間</b>	<b>年 月 日まで</b>

<b>利用ルール(抜粋版)</b>
-------------------

第3号様式（第11条関係）

草加市ドッグラン広場利用登録証再交付申請書

年 月 日

草加市長

宛て

〒

申請者 住 所

氏 名

（電話 ）

草加市ドッグラン広場利用登録証を紛失したので再交付を申請します。

利用登録証 番 号	※番号がわかる場合に記入してください	
名 前	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
電 話 番 号	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (携帯 )	
飼い犬の 名 前	1 頭 め	
	2 頭 め	